

岩手県告示第742号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨奥州市長から次のとおり通知があった。

平成29年10月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 奥州市内
- 2 公共測量を実施する期間 平成29年8月31日から平成30年3月31日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（地図情報レベル2500数値地形図修正、数値地形図座標補正）